

広島県シニアテニス連盟規約

最終改正 令和5年10月6日

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、広島県シニアテニス連盟と称する。(以下、本連盟という)

(所在地)

第1条の2 本連盟を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、会員相互の親睦と健康の増進を図り、シニアテニスの普及発展に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と交流を目的とした大会の開催
- (2) 特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟(以下、日本シニアテニス連盟という)及び各地区支部大会への参加

(他団体との関連)

第4条 本連盟は、日本シニアテニス連盟並びに日本シニアテニス連盟中国支部の加盟団体である。

第2章 組織

(会員)

第5条 本連盟は、日本シニアテニス連盟会員で、本連盟の年会費納入者(休会者を除く)をもって組織する。

なお、会員入会申込み者は、入会当年末に男性は満60歳、女性は満50歳以上である者とする。

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

なお、必要に応じて顧問を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は、理事の互選により選任する。

- 2 副会長は、会長が選任する。
- 3 理事は、各地区会員を代表する者とし、会員の推薦により理事会において選任する。
- 4 監事は、会長の指名により会員のうちから選任する。
- 5 顧問は、理事会の推薦を得て、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代理する。
 - 3 理事は、理事会を組織し会務を処理する。
 - 4 監事は、会計及び会務の執行について監査する。
 - 5 顧問は、本連盟の事業について助言などを行う。

(役員の仕事)

- 第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
- なお、補欠のために選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第10条 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第3章 会議

(総会)

- 第11条 総会は原則として年1回開催し、会長が招集する。
ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 第12条 総会は、次の事項を審議し決定する。
- (1) 事業報告及び決算報告
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 本規約の改正
 - (4) その他重要な事項
- 第13条 総会は、各地区会員から推薦された代議員により構成する。
なお、総会において、代議員は理事が兼務することができるものとする。
- 第14条 総会は、過半数（委任状を含む）をもって成立し、その決議は出席者の過半数を必要とする。

(理事会)

- 第15条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって組織し、会務を審議し執行する。
- 第16条 理事会は、円滑に会務を執行するため、事務担当者及び会計担当者を置く。
- 2 事務担当者及び会計担当者は、理事のうちから若干名を会長が委嘱する。

第4章 会計

(会計年度)

- 第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

- 第18条 本連盟の運営経費は、会費・助成金・寄付金及びその他の収入による。

(設立年月日)

- 第19条 本連盟の設立年月日は平成13年9月1日とする。

第5章 その他

(除名)

第20条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により除名することができる。

- (1) 本規約または特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟会員規約第13条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (2) 本連盟の秩序を乱し、他の会員に迷惑をおよぼす等、本連盟の円滑な運営を妨げたとき、又は本連盟の名誉・信用を傷つけたとき。
- (3) 会員としてふさわしくない言動や品位を損なう行為等が認められ、本連盟の会員として不適当と判断したとき。

付 則

- 1 本規約は、平成13年9月1日から施行する。
- 2 本規約を施行するために、別に細則を定めることができる。

付 則

本規約は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

本規約は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

本規約は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

本規約は、平成28年4月18日から施行する。

付 則

本規約は、平成31年4月18日から施行する。

付 則

本規約は、令和5年10月6日から施行する。

広島県シニアテニス連盟規約施行細則

最終改正 平成 31 年 4 月 18 日

(年会費)

- 第 1 条 本連盟の年会費は、2,000 円とし、うち日本シニアテニス連盟及び中国地区シニアテニス連盟の負担金にそれぞれ 500 円及び 200 円を充てる。
- 2 年度途中の入会者について、年会費の減免は行わない。ただし、1 月から 3 月までの入会者については、当該年度の年会費を免除する。
- 3 休会者（会長に休会を届け出た者）は、休会期間の年会費が免除される。ただし、連盟だよりは送付されない。
- 4 休会者が 2 年目以降も休会する場合は、毎年届け出を要し、復会する場合も届け出を要する。
なお、年度途中の復会者について、年会費の減免は行わない。
- 5 退会者は未納年分の年会費（500 円）を日本シニアテニス連盟に納入して復会することができる。

(旅 費)

- 第 2 条 本連盟の会議などの出席者に対し、旅費の実費を支給する。

(地区割)

- 第 3 条 本連盟の地区割は、次の 4 地区とする。
- (1) 広島東地区 広島市（西区及び佐伯区を除く）、東広島市、安芸区、山県郡
- (2) 広島西地区 広島市（西区及び佐伯区）、廿日市市、大竹市
- (3) 呉 地 区 呉市、江田島市、豊田郡
- (4) 備後 地区 福山市、尾道市、三原市、竹原市、府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、世羅郡、神石郡

(運 営)

- 第 4 条 会務の執行、大会の運営その他必要な事項は、理事会の決議を経て迅速に実施できるものとする。

(広島県シニアテニス連盟規約改定歴)

日 付	変 更 内 容	備 考
平成 13 年 9 月 1 日	規約制定	
平成 17 年 4 月 1 日	年会費を細則で追加	年会費 1,500 円
平成 19 年 4 月 1 日	旅費を細則で追加	旅費の実費支給

平成 26 年 4 月 1 日	理事の代議員兼務、年会費改定、入会者、休会者及び復会者の年会費の取扱いを細則で追加	年会費 2,000 円
平成 28 年 4 月 18 日	本連盟の所在地及び設立年月日を規約に明記した	第 1 条の 2 所在地 第 19 条 設立年月日
平成 31 年 4 月 18 日	入会者の年会費の取扱いを細則で変更した	1 月から 3 月までの入会者について、当該年度の年会費を免除する